

Ⅲ. 吉城園周辺地区保存管理・活用事業

4. 樹林地の価値の継承

・奈良市庭園悉皆調査等による各施設の庭園の現状は以下のとおり。

施設名	庭園の現状
知事公舎	<ul style="list-style-type: none"> 私邸部の南側の庭には広場を包むように桜が植栽されている。 公邸部の南側には、ツツジや針葉樹を主体とした回遊ができる庭が広がっている。
吉城園	<ul style="list-style-type: none"> 大正期の大石趣味を色濃く反映した庭園。 建物、庭ともに奈良の一等地に相応しい贅沢で上質な寺家的な造りであり、周辺地域の景観上も重要な役割を果たしている。
世尊院	<ul style="list-style-type: none"> 庭園は客殿を取り囲む5つの区域に区分され、玄関前の庭、客殿の東・西・北の庭、セミナーハウス北の庭がある。 表門から玄関前の庭は客殿およびセミナーハウスへのアプローチで、格子状にコンクリートを打ち、その中を細粒の舗装が施されている。 東側の庭は砂利敷きの中に大ぶりの景石を配し、北側の庭に繋がっている。 北庭には築山がなく、眺望も特になかったと思われる。 客殿西側の庭は、客殿とセミナーハウスを繋ぐ中庭のような空間であり、両方の建物から見るために構成された庭である。 現在は枯池だが、かつては防火水のための溜池であった可能性もある。 ウメ、エノキ、カシ、クスノキなど、古木、巨木が多く、江戸時代の旧世尊院庭園の残像を伝えている。
副知事公舎	<ul style="list-style-type: none"> 庭園は表門から玄関までの前庭、私邸部南の庭、私邸部北の庭からなる。 表の庭は南東隅に低い築山があり、その手前に石組み護岸の池が設けられている。 途中に石橋が2カ所に架かっている。 裏の庭の北にはコンクリートのたたきの小道と3つの花壇が配置されている。 敷地の北東部に1m強の素彫りの溝が斜行するが、庭の景として積極的な利用がされた様子はない。 表の庭は私邸の南面する座敷から眺める庭であり、若草山などの東の山を意識した構造にはなっていない。
旧青少年会館	<ul style="list-style-type: none"> 庭園は二階建ての和館および講堂の南側に位置する主庭と、北面する玄関付近の前庭がある。 前庭は建物周りに幾分か石を据え、植え込みに沿って土留めとしている。 主庭は敷地南東側を1m程度盛土し築山風にして地形に変化をつけている。 築山は西へ舌状に張り出し、末端に石を据え、段差はS字を描く。 段差部に描かれた庭石脇には他に2石あり、南の段差部にも2石が確認できる。
きんでん	<ul style="list-style-type: none"> 庭園は西側のロビー前の平庭、東側の築山のある池庭に二分される。 平庭はテラスに面して幅1.5mある沓脱石を打ち、中央付近に幅7mのしだれ桜を配する。 要所に高さ2mから3mまでである灯籠や景石を配置しており、ロビーからの眺めが強く意識されている。 東側の池庭には、中央部に築山を設け、周囲に飛び石を打ち、回遊できるようにしている。 飛び石には2mを超える大振りな石も用いられている。 ロビーの東面と食堂前に南東から細長い池が延びる。 池の中央に長さ3mの石橋、池の南東奥に高さ2.4mの鏡石、池の北西隅に高さ1.5m、幅1.5mある巨大な手水鉢が配置されている。

※1 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。

※2 本資料の整備内容は、募集要項に基づいたものであり、事業実施については協議の上、変更となる可能性があります。

Ⅲ. 吉城園周辺地区保存管理・活用事業

4. 樹林地の価値の継承

- 各施設の樹林地の価値評価と方針について以下に示す。

施設名	価値評価と方針
知事公舎	名勝追加指定(昭和2年)以前に整備された施設であるため、当時の建物と庭園の関係性を今に伝える要素のひとつと言える。また、航空写真から過去の樹林地を今もなお、継承していると言える。よって、 庭園及び樹林地について保存する。
吉城園	名勝指定(大正11年)以前に整備された施設であり、庭園としても、樹林地としてもその価値が現在まで継承されてきたため、 今後もこれまで同様に保存していく。
世尊院	世尊院の建物自体は名勝指定(大正11年)以前に整備されたものであるが、庭園や樹木は昭和62年～平成元年における改修、保存時に手を加えられており、庭園自体に特徴的な価値は見受けられない。しかし、名勝指定時から継承されてきた古木、巨木なども存在する。よって、 重要な景観として、今の風情を活かしつつ、樹木景観を創出する。
副知事公舎	名勝追加指定(昭和2年)以降に整備された施設であるが、知事公舎に見られる建物と庭園の関係性を持つため、知事公舎と同様にその関係性を今に伝える要素のひとつと言える。ただし、庭園自体に特徴的な価値は見受けられない。また、航空写真から過去の樹林地を今もなお、継承していると言える。よって、 重要な景観として、今の風情を活かしつつ、樹木景観を創出する。
旧青少年会館	明治期に大規模な住宅が建てられ、昭和32年に県所有となり青少年会館として活用されていたが、航空写真から概ね過去の樹林地を継承していると言える。よって、 重要な景観として、今の風情を活かしつつ、樹木景観を創出する。
きんでん	名勝追加指定(昭和2年)以降に整備された施設であり、庭園自体にも特徴的な価値は見受けられない。しかし、航空写真から過去の樹林地を今もなお、継承していると言える。よって、 重要な景観として、今の風情を活かしつつ、樹木景観を創出する。
古都買入地	航空写真から住宅が建てられた時代もあったが、概ね過去の樹林地を継承していると言える。よって、 重要な景観として、今の風情を活かしつつ、樹木景観を創出する。

※1 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。

※2 本資料の整備内容は、募集要項に基づいたものであり、事業実施については協議の上、変更となる可能性があります。

Ⅲ. 吉城園周辺地区保存管理・活用事業

4. 樹林地の価値の継承

毎木調査結果について

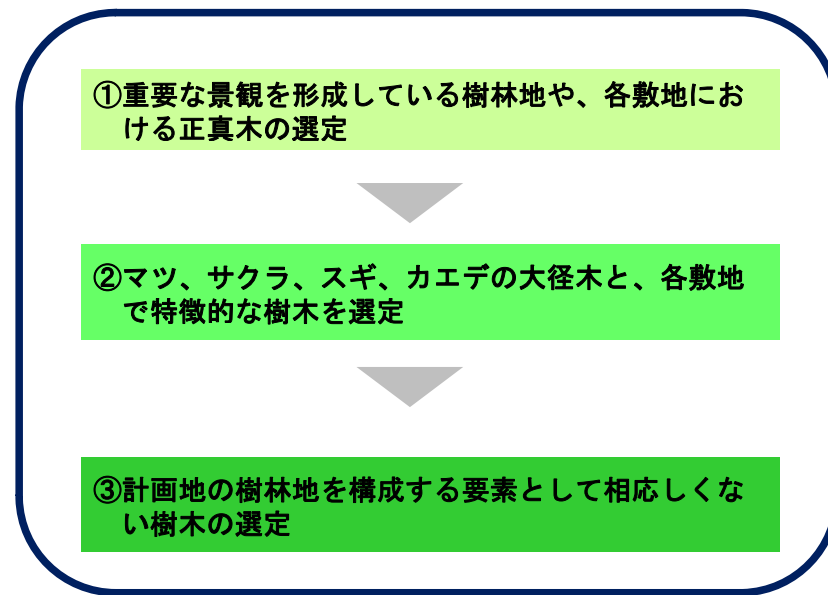
・平成21年に計画地全体の毎木調査を行った。

植栽整備の方針について

・毎木調査等の結果から、計画地の植栽整備の方針を以下のとおり整理した。



「植栽整備の検討フロー」



今の風情を活かしつつ、樹木景観の創出を行う

※1 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。

※2 本資料の整備内容は、募集要項に基づいたものであり、事業実施については協議の上、変更となる可能性があります。

Ⅲ. 吉城園周辺地区保存管理・活用事業

4. 樹林地の価値の継承

①林床の明るい樹林地の創出

②奈良公園の景観を背景とした樹林地の創出
(遠景)

③隣接地との連続性・一体性をもった樹林地の創出
(中景)

④庭園等の履歴を活かした敷地内の樹林地の創出
(近景)

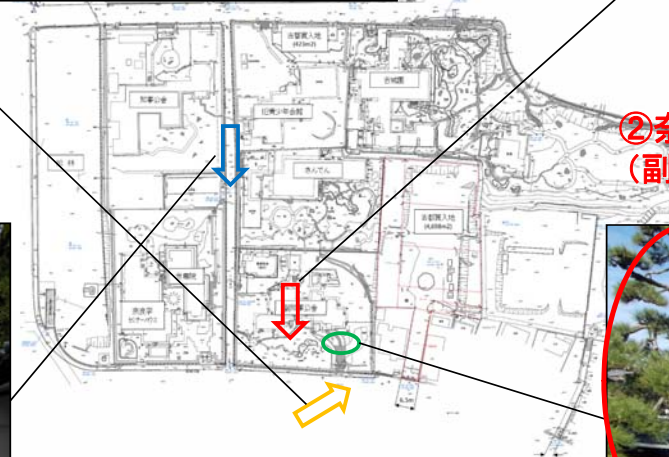
現在の鬱蒼とした樹林地

背景となるマツ



①林床の明るい樹林地

②奈良公園を背景とした樹林地【遠景】
(副知事公舎から南側の奈良公園を望む)



③隣接地との連続性・一体性をもった樹林地【中景】
(市道から南側を望む)



④庭園等の履歴を活かした敷地内の樹林地【近景】
(副知事公舎玄関部の正真木「クロマツ」)

※1 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。
※2 本資料の整備内容は、募集要項に基づいたものであり、事業実施については協議の上、変更となる可能性があります。

Ⅲ. 吉城園周辺地区保存管理・活用事業

5. 建築物の価値の継承

基本的な考え方

- 吉城園周辺地区は、中世から近代に至る連綿とつづく歴史・文化を伝える重要な役割を果たしている。
- 吉城園周辺地区を構成する自然的要素、歴史的・文化的要素、公園的要素、その他要素の価値を見定め、積極的な保存を図る。

	構成要素	価値評価
保存する構成要素	吉城園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県有形文化財 ・ 建物、庭ともに奈良の一等地に相応しい贅沢で上質な寺家的な造りであり、周辺地域の景観上も重要な役割 ・ 奈良公園の重要な景観構成要素である吉敷川や沿川の樹林地に面し、連続した景観を形成
	知事公舎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重厚な雰囲気を持つ木造平屋建であり、歴史的価値を有する「御認証の間」が概ね当時のまま残る ・ 公邸及び私邸の南側の庭は、それぞれに特徴を有しており、建物と相まって本地区の風致を維持向上する要素
	旧世尊院客殿	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中庭・屋敷林とともに、入母屋造棧瓦葺の玄関や客殿など、公園の風致・景観と一体となった意匠、形態である貴重な建築物
	副知事公舎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公邸部は洋館となっており、その建築様式は奈良公園周辺では珍しい ・ 併せて、南側の庭は流れがあり、刈り込まれた庭木が配置され、建物と相まって本地区の風致を維持向上する要素となっている
	旧青少年会館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体的に保存状態は良くないが、和風住宅に独立した洋館がつく、奈良市では珍しい建物
	松林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「轟橋行人」・「雲井阪の雨」として南都八景に選ばれたみどり池に連続する松林であり、その歴史を伝える重要な要素
	築地堀	<ul style="list-style-type: none"> ・ 吉城園外周を区画する築地堀は、鹿の侵入を防止し、本地区の風致を維持向上する要素

※1 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。

※2 本資料の整備内容は、募集要項に基づいたものであり、事業実施については協議の上、変更となる可能性があります。

Ⅲ. 吉城園周辺地区保存管理・活用事業

5. 建築物の価値の継承

- 各建築物の保存管理・活用方針については、以下のとおり。

既存施設	保存、撤去等	保存管理・活用方針
知事公舎	公舎及び南側庭園の保存	公舎を保存管理・活用した便益事業等の実施
旧世尊院客殿	客殿・中庭の保存	旧世尊院を保存管理・活用した便益事業等の実施
吉城園	主棟・茶室・庭園の保存	主棟・茶室を保存管理・活用した便益事業等の実施
副知事公舎	和風住宅に洋館を設けた建築様式は保存	公舎を一部保存管理・活用した便益事業等の実施
旧青少年会館	和風住宅に洋館を設けた建築様式は保存	青少年会館を一部保存管理・活用した便益事業等の実施
国際奈良学セミナーハウス	解体・撤去	民間施設の新規整備
奈良県警本部長秘書官宿舎	解体・撤去	民間施設の新規整備
きんでん保険組合奈良保養所	—	民間施設の新規整備
古都買入地	—	民間施設の新規整備
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・外周の築地塀の保存 ・敷地内の塀のうち、塀としての価値がないものは撤去 ・名勝指定当時の地割りの保存・継承 ・奈良公園を構成する重要な松・桜・楓・杉については保存 	<ul style="list-style-type: none"> ・築地塀への出入口設置

※1 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。

※2 本資料の整備内容は、募集要項に基づいたものであり、事業実施については協議の上、変更となる可能性があります。

Ⅲ. 吉城園周辺地区保存管理・活用事業

7. 埋蔵文化財発掘調査の考え方

1) 整備に伴う発掘調査の考え方

① 文化庁の考え方

・文化庁は「史跡等整備のてびき」において、整備に伴う発掘調査の理念として、必要な作業である一方、遺跡の破壊を伴うため、調査範囲を極力限定するなど、適切な調査手法を選択することが重要であるとしている。

② 奈良県の考え方

・奈良県も、整備に伴う発掘調査について文化庁と同様の考え方を持っている。

- 発掘調査は、客観的で正確な情報に基づく整備を行う上で必要な作業であるが、一方では史跡等の重要な構成要素である遺跡の解体を伴い、ある意味では遺跡を破壊する行為を含んでいる。
- 整備に必要とされる最小限の情報を得るために調査範囲を極力限定するとともに、発掘調査により遺跡が受ける影響を十分勘案しつつ、最も適切な調査の手法を選択するとの姿勢が極めて重要である。

出典：『史跡等整備のてびき-保存と活用のために-【計画編】』，史跡等整備の在り方に関する調査研究会、文化庁文化財部記念物課，9頁より抜粋

2) 吉城園周辺地区の発掘調査の考え方

- 計画地の整備のために必要とされる情報の収集を目的に、発掘調査を実施する。
- この調査では、調査範囲を極力限定し、発掘調査による埋蔵文化財への影響に十分配慮しつつ、必要最低限の情報を取得することとし、埋蔵文化財の保全を前提とした整備内容の検討を進めることとする。

※1 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。

※2 本資料の整備内容は、募集要項に基づいたものであり、事業実施については協議の上、変更となる可能性があります。

IV. 吉城園周辺地区保存管理・活用事業の整備内容

1. コンセプトを踏まえた考え方

「畏敬の夜・神秘の朝、奈良らしさを世界へ」

・ 漆黒の夜に灯る火のゆらぎ、若草山から昇る朝日、この場所でこそ感じられる奈良の歴史と自然を表現し、奈良らしさ、奈良そのものを世界へ発信



- 施設配置は、既存の個々の地割りや庭園、既存建築物を残しながら、小さな建築を溶け込ませることで、場所ごとのアイデンティティを残しつつ、統一感のある奈良らしいおらかな環境を創出
- デザインは、伝統と現代を結び、奈良独自の文化を感じながら過ごせる環境を設える
- 多くの観光客を迎え入れるだけでなく、奈良公園内の施設として広く県民にも利用していただけるように整備
- 広い敷地を活かし、従来からの植栽に加え奈良本来の植生も一部復元したり、地域の景観向上をテーマとして植栽エリアを設ける
- 大和野菜や大和肉鶏、大和茶など奈良でこそ提供できる奈良産物を使った料理を提供

※1 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。

※2 本資料の整備内容は、募集要項に基づいたものであり、事業実施については協議の上、変更となる可能性があります。

IV. 吉城園周辺地区保存管理・活用事業の整備内容

2. 建築計画概要

■ 建築概要

	保存建物 (知事公舎) (旧世尊院) (吉城園主棟) (茶室)	新築建物	合計
建築面積	約1900㎡	約3900㎡	約5800㎡
建ぺい率	約6%	約13%	約19%
延べ床面積	約1700㎡	約5700㎡	約7400㎡
容積対象床面積	約1700㎡	約5700㎡	約7400㎡
容積率	約6%	約18%	約24%
階数	1階 (一部2階)	2階 (一部1階)	2階 (一部1階)
建物高さ	既存による	8m	新築: 8m (既存建物は既存による)
構造	木造	木造・RC造	保存: 木造 新築: 木造・RC造
駐車場台数 (専用)	—	—	約30台

■ 配置図



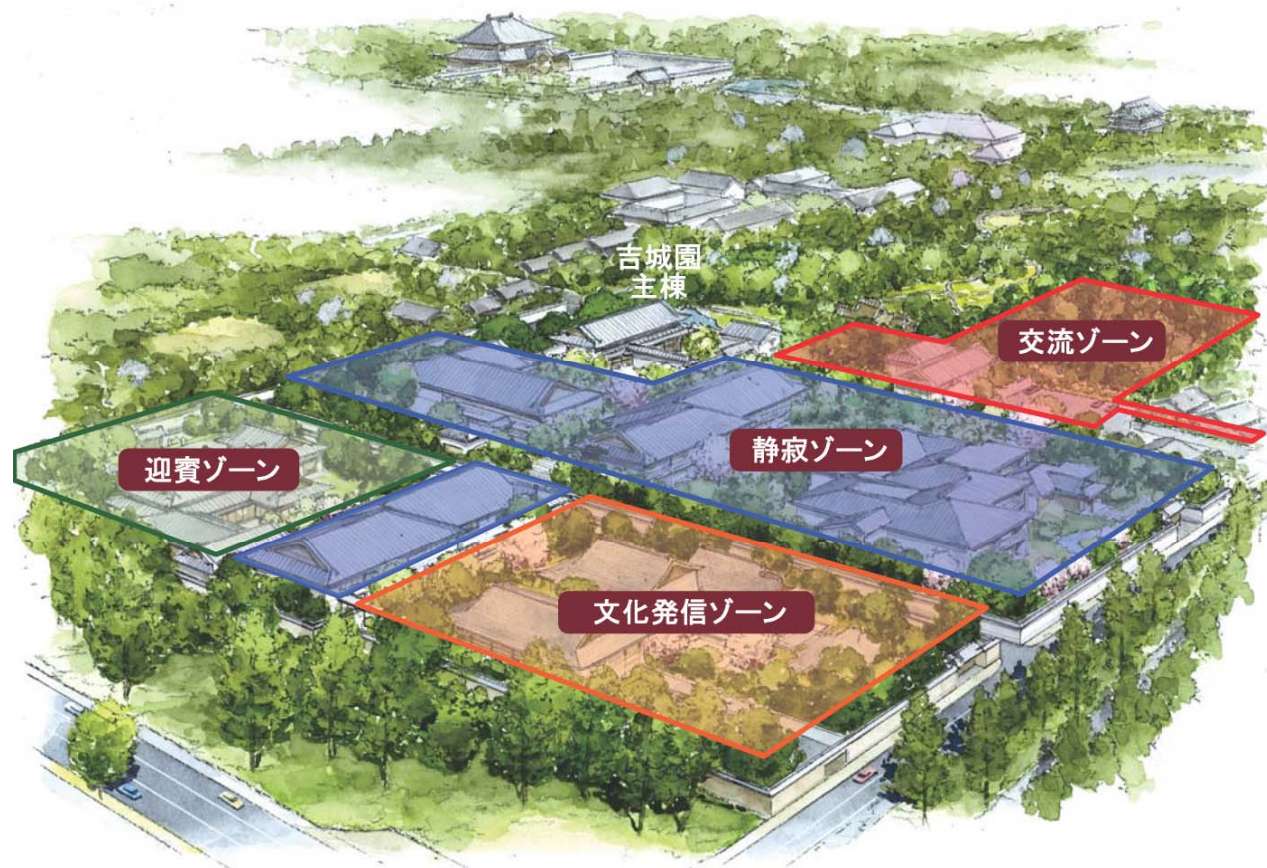
■ 施設概要

- ・宿泊施設(約50～70㎡中心)
- ・レストラン
- ・アーカイブ施設
- ・ファンクションルーム
- ・フィットネスルーム
- ・多目的空間
- ・ゲストハウス

IV. 吉城園周辺地区保存管理・活用事業の整備内容

2. 建築計画概要

- ゾーニングを明確に分けることで質の高い宿泊施設を実現します。
 - ・【迎賓ゾーン】、【文化発信ゾーン】、【交流ゾーン】、【静寂ゾーン】の4つの性質の違うゾーンで構成します。
- 周辺の交通環境にも配慮した動線計画とします。
 - ・北側に車寄せを設けることで、大通りの歩行者に配慮した計画とします。
 - ・搬入などのバック動線は、渋滞や客室に配慮して時間帯で制御します。



IV. 吉城園周辺地区保存管理・活用事業の整備内容

2. 建築計画概要

文化発信ゾーン (多目的空間)

旧世尊院は貴重な塔頭寺院を完全保存し、文化発信の場として多目的に利用します。

・外部・内部共、完全に保存した状態で多目的な催しを行い、貴重な建物を広く一般にも利用してもらえるように有効利用します。技術・知見を持つ地域の方々と連携し地元住民も参加可能な文化、工芸体験教室などを行います。



奈良の文化を体験・体感する旧世尊院

交流ゾーン (ゲストハウス)

約300㎡のゲストハウスは庭と一体となった空間でパーティー利用を可能にします。

・最大限に開かれた庭園との調和や県産材を用いたデザインでラグジュアリーな空間とします。

地域の景観向上に貢献する庭を整備し、吉城園との一体的なイベント等も実施できるエリアを創ります。

・豊かな自然を再生し、奈良公園の周辺施設等との連携を通じて地元住民とも交流の図れる取り組みを実施します。



庭を望むパーティー空間(ゲストハウス)

静寂ゾーン (客室)

静寂で落ち着いたある、庭園と一体となった奈良らしい客室を設けます。

- ・客室面積は約50～70㎡を中心とします。
- ・内部や庭園、周辺環境を一体とすることで、時の移ろいや季節の移ろい、奈良らしい朝と夜を感じられる空間を実現します。
- ・伝統工芸をデザインやアメニティに積極的に取り入れ、奈良の伝統・文化を感じられる温かみのある客室とします。



滞在型に適した、ゆったりとした客室空間

迎賓ゾーン (レセプション/レストラン/アーカイブ施設)

知事公舎を活用した迎賓空間を整備します。

- ・内部は既存建物を活かし知事公舎の佇まいを残すと共に、隈研吾氏のデザインによる奈良の伝統と現代のデザインが融合した空間を創造します。
- ・和を基調としたデザインの中に洋を感じる部分を随所に織り交ぜることで、邸宅部分の面影を継承するデザインとします。
- ・「御認証の間」は完全保存し一般公開して、当時の写真をパネル展示するなど、アーカイブ施設として歴史的価値の高い部屋を広く知っていただく空間に設えます。
- ・レセプションやレストランは、南側の庭に向かって大きな開口を設けることで、内部と庭園とが一体となった四季折々の風情を楽しむことが出来る空間を創ります。



庭と一体となったレストラン



知事公舎のレセプション

※1 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。

※2 本資料の整備内容は、募集要項に基づいたものであり、事業実施については協議の上、変更となる可能性があります。

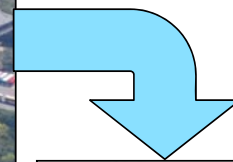
IV. 吉城園周辺地区保存管理・活用事業の整備内容

3. 眺望景観

○計画地南西側からの眺望景観



現状



施設完成後



- ・従来からの植栽に加え奈良本来の植生も一部復元する等、地域の景観向上をテーマとした植栽エリアを設置
- ・周辺の寺社仏閣などの伝統建築に多い寄棟や入母屋にすることで軒の高さを抑え、庭園の緑に溶け込ませる
- ・周辺への圧迫感を低減し、緑と小さな屋根が点在する美しい奈良の風景を継承

※1 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。

※2 本資料の整備内容は、募集要項に基づいたものであり、事業実施については協議の上、変更となる可能性があります。

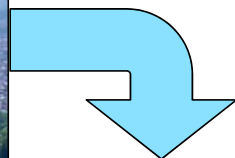
IV. 吉城園周辺地区保存管理・活用事業の整備内容

3. 眺望景観

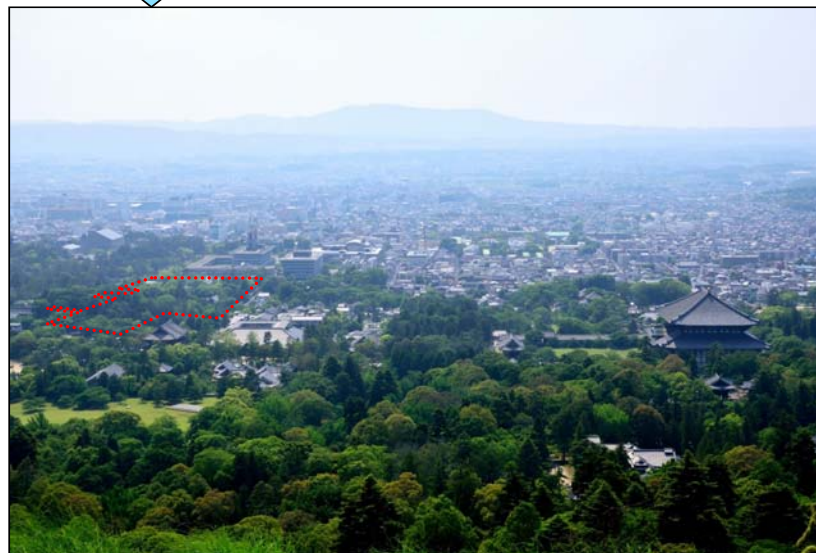
○若草山（二重目）からの眺望景観



現状



施設完成後



- ・春日野一帯におけるマツやカエデの中にサクラが点在する多様な植生を計画地に導入し、豊かな自然を再生
- ・敷地内だけでなく、敷地外の樹木との連続性に配慮
- ・施設完成後においても新設する建築物はほとんど視認されず、眺望景観に大きな変化はない

※1 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。

※2 本資料の整備内容は、募集要項に基づいたものであり、事業実施については協議の上、変更となる可能性があります。

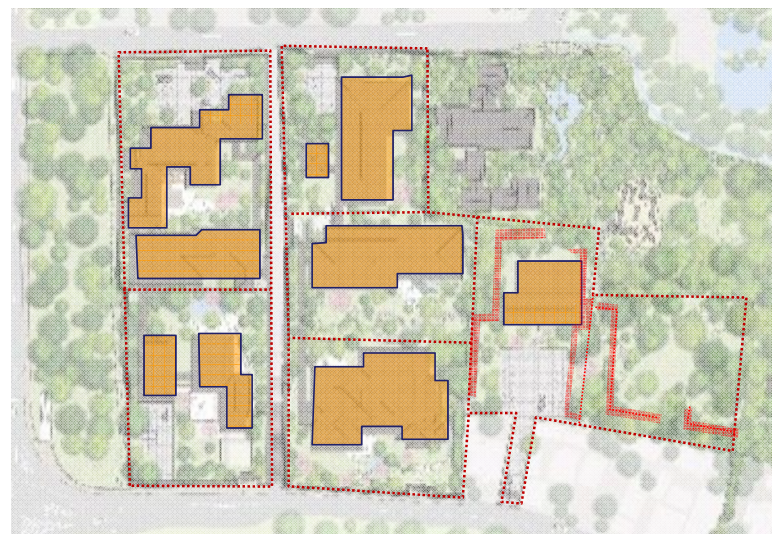
IV. 吉城園周辺地区保存管理・活用事業の整備内容

4. 地割りの保存

- 地割りを完全に継承し、現状の地盤レベルを変更しない配置計画とする。
- 地割りの境界からなるべく建物を離すことで、周辺からの圧迫感を低減する。
- 地盤レベルは現状を活かし、高さの違いを配置計画に有効活用することで、盛土・切土を最小限にした計画とする。



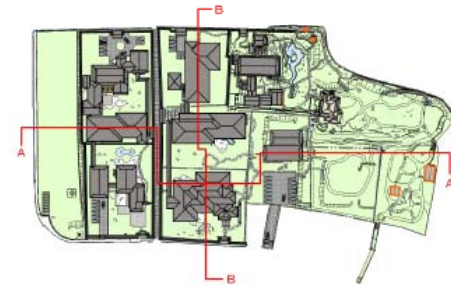
現在の地割り



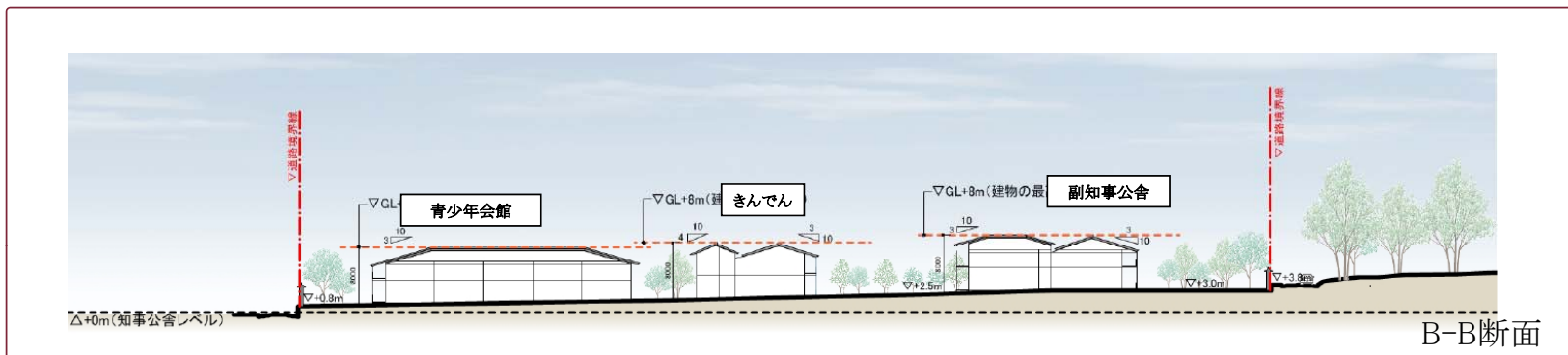
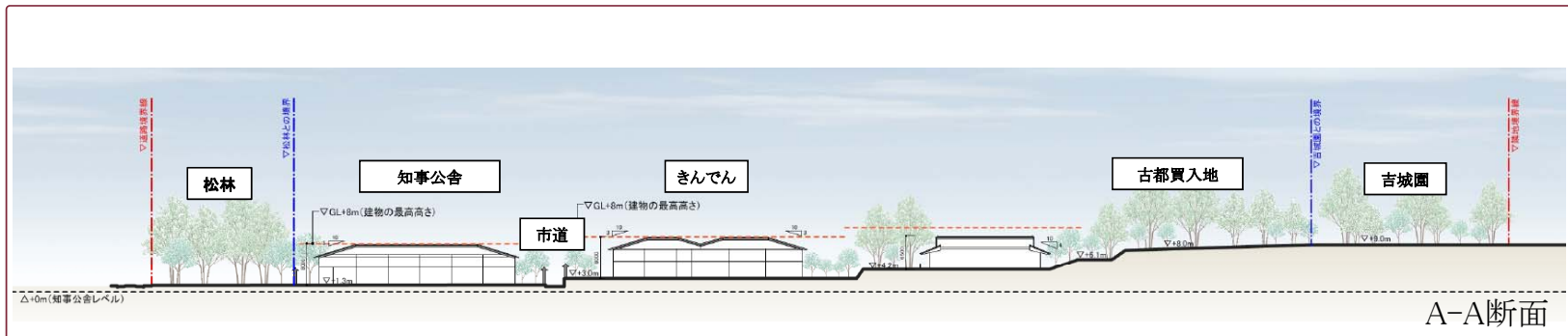
地割りを重視した配置計画

IV. 吉城園周辺地区保存管理・活用事業の整備内容

4. 地割りの保存



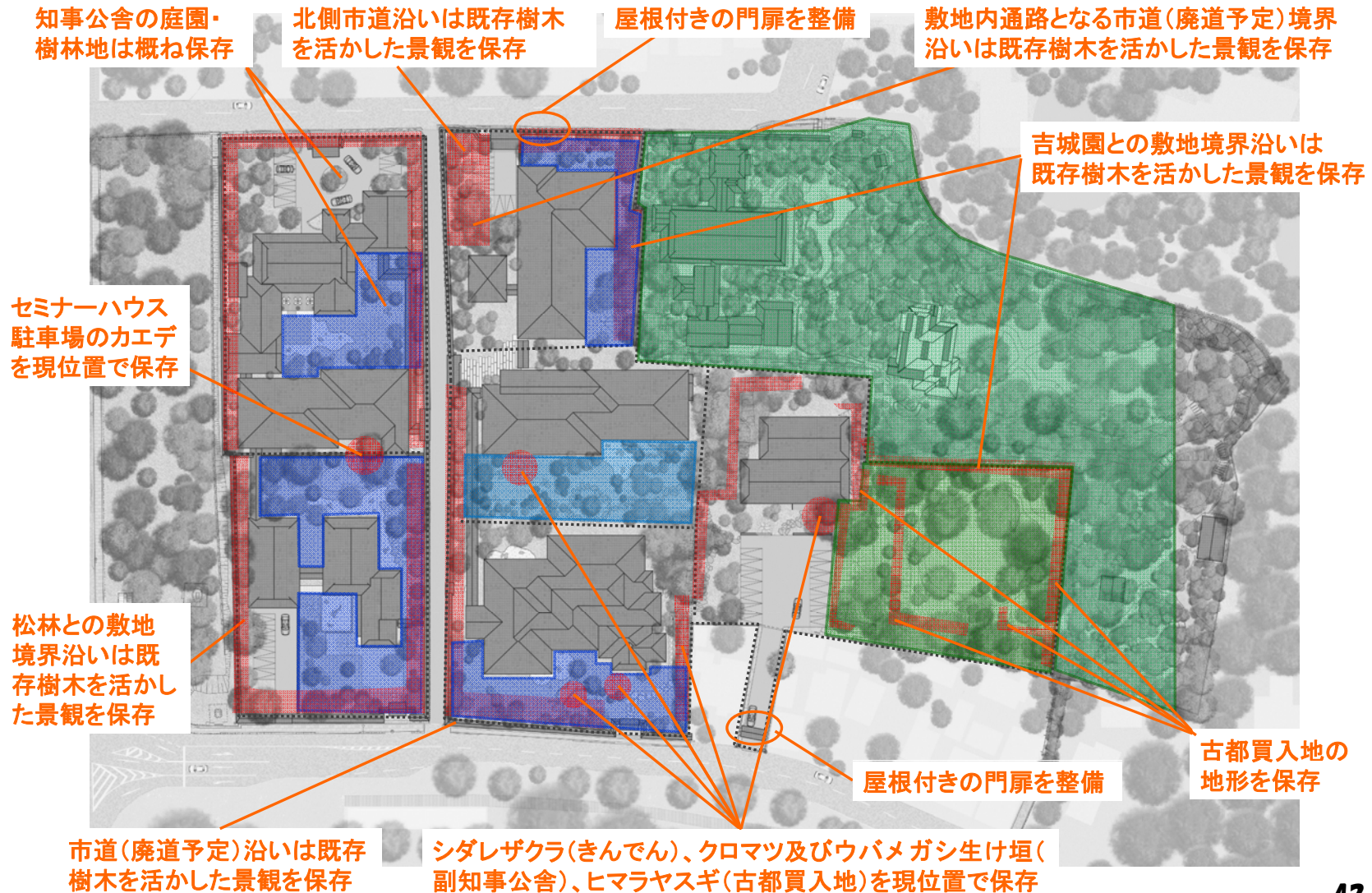
■施設完成後



※1 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。
※2 本資料の整備内容は、募集要項に基づいたものであり、事業実施については協議の上、変更となる可能性があります。

IV. 吉城園周辺地区保存管理・活用事業の整備内容

5. 庭園・樹林地の保存管理・活用



※1 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。
※2 本資料の整備内容は、募集要項に基づいたものであり、事業実施については協議の上、変更となる可能性があります。

IV. 吉城園周辺地区保存管理・活用事業の整備内容

5. 庭園・樹林地の保存管理・活用

①旧青少年会館入口（北側市道と敷地内植栽が一体となった景観）

現状



視点場位置図



施設完成時



- ・他の門扉と意匠を合わせた屋根付きの門扉を新設
- ・現状樹木を保存するため植栽景観に変化なし

43

※1 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。
※2 本資料の整備内容は、募集要項に基づいたものであり、事業実施については協議の上、変更となる可能性があります。

IV. 吉城園周辺地区保存管理・活用事業の整備内容

5. 庭園・樹林地の保存管理・活用

②敷地内通路（奈良公園のマツを活かした通りの植栽景観）

現状



視点場位置図



施設完成時



- ・景観に配慮し扉を通して庭園が見える工夫
- ・車両を排除した歩行者空間

IV. 吉城園周辺地区保存管理・活用事業の整備内容

5. 庭園・樹林地の保存管理・活用

③ 古都買入地入口（国立博物館側歩道高台部からの景観）

現状



視点場位置図



③

施設完成時



・他の門扉と意匠を合わせた屋根付きの門扉を新設

45

※1 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。

※2 本資料の整備内容は、募集要項に基づいたものであり、事業実施については協議の上、変更となる可能性があります。

IV. 吉城園周辺地区保存管理・活用事業の整備内容

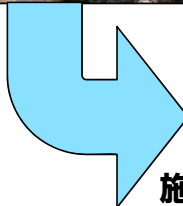
5. 庭園・樹林地の保存管理・活用

④吉城園主棟（吉城園東屋からの景観）

現状



視点場位置図



施設完成時



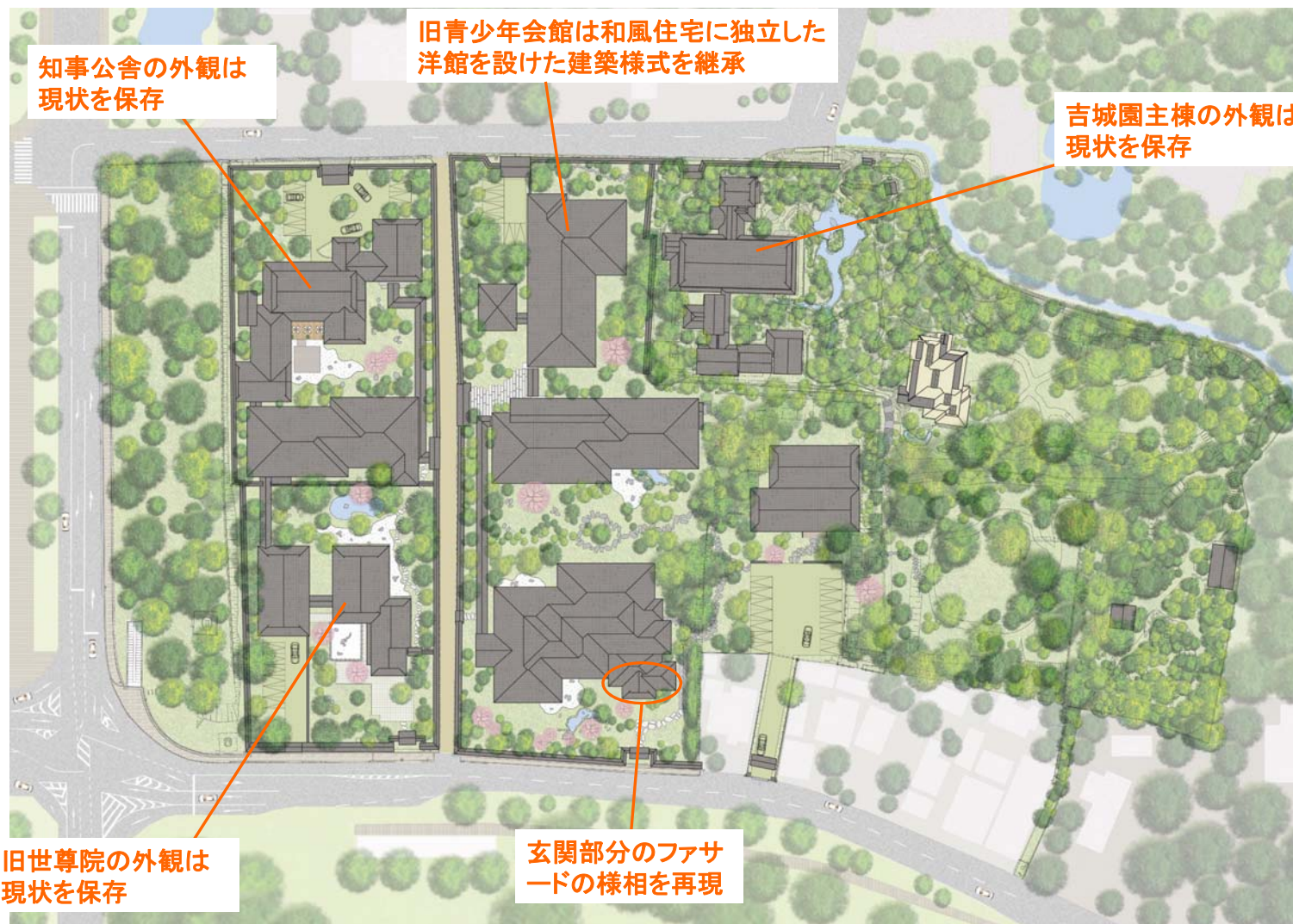
・外観を完全保存する

※1 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。

※2 本資料の整備内容は、募集要項に基づいたものであり、事業実施については協議の上、変更となる可能性があります。

IV. 吉城園周辺地区保存管理・活用事業の整備内容

6. 既存建築物の保存管理・活用



IV. 吉城園周辺地区保存管理・活用事業の整備内容

6. 既存建築物の保存管理・活用

①副知事公舎（玄関部分（南側）ファサードの様相を保存）

現状



視点場位置図



施設完成時



・活用可能な部材などを再利用し、玄関部分ファサードの様相を再現
・洋間の空間を設置し、和風住宅に洋間を設けた建築様式を継承

※1 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。

※2 本資料の整備内容は、募集要項に基づいたものであり、事業実施については協議の上、変更となる可能性があります。

IV. 吉城園周辺地区保存管理・活用事業の整備内容

6. 既存建築物の保存管理・活用

②旧青少年会館（和風住宅に独立した洋館を設けた建築様式を保存）

現状



視点場位置図



施設完成時



・部材などを最大限利用し、洋館の窓や庇の装飾といった特徴的な要素を再現して外観で面影を保存

※1 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。

※2 本資料の整備内容は、募集要項に基づいたものであり、事業実施については協議の上、変更となる可能性があります。

IV. 吉城園周辺地区保存管理・活用事業の整備内容

7. 吉城園周辺地区保存管理・活用事業の効果

・現在の緑を活かした、庭園・樹林地の創出

- ①: 地割りごとに趣の異なる庭の佇まいを継承した、落ち着いたある庭園
- ②: 吉城園と連続感のある庭園を創出



- ・車両を排除し、ゆったりとした歩行空間を確保
- ・門は、鹿除けの柵を設け歩行者から宿泊施設内の庭園を垣間見ることが出来る設えとし、**邸宅の面影や景勝地としての雰囲気を感じ取れる路地空間を創出**
- ・夜は灯籠を置くことによって、燈花会のような奈良らしい夜の静寂の中に神秘的な光が浮かび上がる空間を演出

※1 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。

※2 本資料の整備内容は、募集要項に基づいたものであり、事業実施については協議の上、変更となる可能性があります。

IV. 吉城園周辺地区保存管理・活用事業の整備内容

7. 吉城園周辺地区保存管理・活用事業の効果

- ・ 奈良の食材・技法を活用したメニューを提供するレストラン



レストランイメージ

- ・ 「御認証の間」を地域のためのアーカイブ施設(ライブラリー)として活用



イメージ図面

- ・ 舞台を設け、能楽や神楽など日本の伝統芸能を披露できるスペースを設置



- ・ 和の空間を活かした展示会や文化教室開催等、地域に開かれた多目的の用途での利用



文化発信ゾーンイメージ

- ・ ゲストハウスとして結婚式・披露宴の開催や、その他パーティー利用



交流ゾーンイメージ

- ・ パーティーや会食の場としての利用



吉城園主塔イメージ

- ・ お茶の教室などに活用



茶室と庭園のイメージ

※1 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。

※2 本資料の整備内容は、募集要項に基づいたものであり、事業実施については協議の上、変更となる可能性があります。